

様式第1号(第18条関係)

越前市いまだて芸術館使用許可申請書

次のとおり使用したいので使用許可を申請します。

越前市教育委員会 殿		申請年月日	年 月 日()
申請者	住所 団体名 代表者	連絡者 連絡先	
行事名称			
行事内容			
使用区分	使用日時		
ホール・舞台 楽屋1・2・3・4	年 月 日() 時 から 年 月 日() 時 まで		
ホワイエ・ラウンジ	年 月 日() 時 から 時 まで		
展示室	月 日() 時 から 時 まで		
常設展示室	月 日() 時 から 時 まで		
リハーサル室1・2	(注意)使用日時は準備から後始末までの時間を記入してください。		
開演時間	日 時 分から	終演時間	日 時 分まで
入場料	無料・有料(円)	入場予定人員	人
冷暖房設備使用	1回・月額・年額 ホール冷暖房利用予定時間(時から 時まで)		
備考			
加算区分	市外・営利・入場料		

種別	金額	
基本使用料	円	
加算	営利	円
	入場料	円
器具・設備	円	
合計	円	
減免額	円	
冷暖房使用料	円	
納付額	円	
追加発生額	円	

(注) 欄は、記入しないでください。

減免率	ホール・舞台	%
	その他	%
	冷暖房	%

上記のとおり許可してよろしいか。

館長	合議	係

申込方法及び注意事項

1 申請は、使用される日の前6箇月から7日までの間にお願いします。

受付時間は、午前9時から午後5時までとします。間違いを防ぐため、電話、郵便、口頭等での受付はいたしませんので直接来館してください。

2 次の場合は、使用を許可いたしません。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 管理上支障があると認められるとき。

(4) その他教育委員会が不適當であると認めるとき。

3 使用料は、許可書交付のとき前納し、原則として還付いたしません。

4 使用時間は、準備や後始末に要する時間も含んでおります。

5 使用に当たって特別な設備、器具等を設置し、又は施設の原状を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けてください。

6 施設、附属設備、器具等を損壊し、又は滅失したときは、損害を賠償しなければなりません。

7 許可を受けた目的以外に芸術館を使用し、その権利を譲渡し、又は転貸することはできません。